

# 財政状況等一覧表（平成19年度）

(単位:百万円)

団体名 群馬県高崎市

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
57,932	6,602	2,937	67,470

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	121,570	117,613	3,958	3,656	4,156	110,938	
土地取得事業特別会計	2,250	2,250	0	0	105	3,101	
一般会計等	123,416	119,458	3,958	3,656		114,040	

## 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
水道事業会計	6,336	5,927	409	2,272	53	30,006	450	法適用
公共下水道事業会計	7,628	7,196	432	2,186	4,091	63,991	41,146	法適用
国民健康保険事業特別会計	32,868	32,707	161	161	2,385	—	—	
介護保険特別会計	17,565	17,389	177	177	2,643	—	—	
老人保健特別会計	27,505	27,282	223	223	2,000	—	—	
簡易水道事業等特別会計	153	146	7	7	30	535	348	
農業集落排水事業特別会計	204	198	7	7	140	1,133	909	
駐車場事業特別会計	600	581	19	19	398	3,613	2,482	
公営企業会計等 計				5,052		99,278	45,335	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。  
 2. 法適用企業に係るもの以外のものについては「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。  
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づきものであり、資金不足額がある場合には負数(Δ～)で表示している。  
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
高崎工業団地造成組合	958	391	567	1,549	—	—	—	
高崎市等広域市町村圏振興整備組合	4,559	4,503	56	56	—	974	810	
高崎市等広域市町村圏振興整備組合 産業共済事業	531	526	5	832	161	—	—	法適用
榛名興産市町村組合	8	6	2	2	—	—	—	
藤岡市・高崎市ガス企業団	833	768	65	622	0	921	0	法適用
群馬県市町村総合事務組合	7,409	7,015	394	394	610	—	—	
群馬県市町村会館管理組合	244	207	37	37	0	—	—	
群馬県後期高齢者医療広域連合	1,174	1,125	49	49	—	—	—	
多野藤岡広域市町村圏振興整備組合	2,332	2,291	41	41	52	1,643	1,643	
一部事務組合等 計				3,582		3,538	2,453	

## 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
(財)高崎市都市緑化協会	1	266	264	5	—	—	—	—	
高崎市土地開発公社	Δ 95	5,673	5	—	—	9,913	—	9,789	
(財)高崎市都市整備公社	49	2,463	20	—	1,339	—	1,608	161	
(株)ラジオ高崎	15	118	50	—	—	—	—	—	
(株)高崎環境保全社	6	194	8	6	—	—	—	—	
高崎市総合卸売市場(株)	11	518	210	27	—	—	—	—	
(財)高崎市文化スポーツ振興財団	Δ 24	48	20	712	—	—	—	—	
(有)新高崎リバーパーク	1	15	3	—	—	—	—	—	
(株)高崎情報サービス	36	210	6	—	—	—	—	—	
(財)倉渕ふるさと公社	Δ 6	18	20	—	—	—	—	—	
相間川温泉(株)	5	Δ 8	9	—	—	—	—	—	
(株)榛名湖温泉ゆうすげ	2	19	30	—	—	—	—	—	
地方公社・第三セクター等 計			645	750	1,339	9,913	1,608	9,950	

- (注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

## 5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
財政調整基金		7,974	
減債基金		1,623	
その他充当可能基金		10,314	
充当可能基金計		19,910	

(注)「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

## 6. 財政指標の状況

財政指標名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
実質赤字比率	6.21	5.41	△ 0.80	△ 11.25	20.00	水道事業会計		37.0	
連結実質赤字比率		12.90		△ 16.25	40.00	公共下水道事業会計		43.7	
実質公債費比率	13.7	10.7	△ 3.0	△ 25.0	35.00	簡易水道事業等特別会計		9.1	
将来負担比率		96.4		△ 350.0		農業集落排水事業特別会計		14.3	
財政力指数	0.85	0.87	0.02						
経常収支比率	92.4	91.7	△ 0.7						

(注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△～)で表示しており、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。

2. 「資金不足比率」の早期健全化基準に相当する「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。